平成２２年（フ）第４８４号
岡山県浅口郡里庄町大字里見3246番地９
債務者　中山　清美
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
岡山県倉敷市玉島上成708―18、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島柏島1653番地１
債務者　阿部　広行
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
盛岡市永井24地割48番地３
債務者　高橋　功治
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２６号
岩手県二戸市福岡字矢神119番地１
債務者　和山　信明
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２号
山形県酒田市錦町５丁目163番地の５、前住所山形県酒田市ゆたか２丁目15番地の５
債務者　佐藤二三男
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第８号
山形県酒田市浜田１丁目８番39号
債務者　中村　政昭
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３２号
群馬県高崎市高関町103番地２　エトワールＡ201号
債務者　福元　弘二
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１９９号
さいたま市桜区大字白鍬450番地１、住民票上の住所埼玉県越谷市大字南荻島4239番地８
債務者　中村　義治
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
埼玉県川越市大字的場2107番地１メゾンドール栗原Ａ棟202号室
債務者　千葉　順子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９号
埼玉県川越市大字下新河岸96番地８コンフォート・フォレスト202号室
債務者　龍前　　徹
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７号
埼玉県鶴ヶ島市南町３丁目３番２―406号県営鶴ヶ島南町住宅
債務者　沼田　圭介
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３号
埼玉県入間市大字仏子176番地８　旭パナハイツ202、前住所埼玉県入間市宮寺4102番地160
債務者　清水　　功
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７５号
埼玉県鶴ヶ島市新町３丁目15番地７
債務者　阿部　信雄
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保309番地３　アークメゾン207号、前住所埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢451番地１　みずほ台宝ハイツ201号
債務者　福田　義満
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５３４号
埼玉県羽生市北２丁目13番１号
債務者　三木　春人
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５３５号
埼玉県羽生市北２丁目13番１号
債務者　三木　輝江
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７号
埼玉県本庄市栄２丁目９番４号
債務者　磐上　明美
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部